

本書は、ご契約に際し特にご確認いただきたい重要な事項（「契約概要」「注意喚起情報」等）についてご説明します。ご契約前に必ずお読みいただき、ご了承のうえお申込みいただきますようお願いいたします。

保険契約者と被保険者（補償を受けられる方）が異なる場合には、この書面に記載の事項を、被保険者に必ずご説明ください。

本内容は契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については当社ホームページ（<https://www.ms-plus1.com>）の普通保険約款・特約・よくあるご質問をご確認ください。

契約概要 保険契約の内容をご理解いただくための事項です。

注意喚起情報 ご契約に際してご契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項です。

1 ご契約前におけるご確認事項

（1）商品の仕組み

契約概要

- この重要事項説明書では、1 DAYレジャー・スポーツ保険（レジャー・スポーツ傷害保険（1日型））について説明しています。この保険は、被保険者が日本国内における事故により、ケガをされた場合や費用を負担することによって損害を被った場合に保険金をお支払いします。
- 契約プランおよびセットされる特約は次のとおりです。これらのプラン以外の方法で契約することはできません。

補償に関する特約	契約プラン					
	スポーツ・レジャー全般	ゴルフ	ハイキング・軽登山	スキー・スノボ	キャンプ・BBQ	フェス・スポーツ観戦
傷害死亡保険金支払特約	○	○	○	○	○	○
傷害入院時一時保険金支払特約	○	○	○	○	○	○
骨折時一時保険金支払特約	○	○	○	○	○	○
日常生活賠償（被保険者限定型）特約	○	○	○	○	○	○
救護者費用等補償特約	○		○	○	○	
食中毒一時保険金支払特約	○		○	○	○	○
熱中症一時保険金支払特約（注1）（注2）	○（注1）	○（注1）	○（注1）	○（注1）	○（注1）	○
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約		○				
ゴルフ用品補償特約		○				

（注1）フェス・スポーツ観戦プランでは、熱中症一時保険金支払特約は常にセットされます。それ以外のプランでは、任意セットです。

（注2）熱中症一時保険金支払特約は毎年3月下旬から11月上旬までの販売となります。詳細は当社ホームページ（<https://www.ms-plus1.com>）をご確認ください。

各プランにおける被保険者の範囲は以下のとおりです。

ゴルフプラン以外	ゴルフプラン
契約手続画面で補償を受けられる方（被保険者）として登録した方（注3）（注4）	契約手続画面で補償を受けられる方（被保険者）として登録した方（注3）（注4）。ただし、プロゴルファーまたはゴルフインストラクター（指導を職業としている方）を除きます。

（注3）始期日時における年齢が満69才以下の方に限ります。

（注4）特約により被保険者の範囲が異なっているものがあります。詳細は、普通保険約款・特約でご確認ください。

(2) 補償内容

① 基本となる補償

保険金をお支払いする場合およびお支払いしない主な場合は次のとおりです。

詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、傷害死亡保険金額の全額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ ● 自殺行為によるケガ
傷害入院時一時保険金	事故のため入院し、その入院が5日以上継続した場合に、傷害入院時一時保険金額の全額をお支払いします。ただし、上記期間には、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間は含みません。また、1事故に基づく入院につき1回を限度とします。	<ul style="list-style-type: none"> ● 脳疾患、病気または心神喪失によるケガ ● 妊娠、出産、早産または流産によるケガ ● 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒 ● 無資格運転、酒気帯び運転または麻薬等を使用して運転中のケガ ● 地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ
骨折時一時保険金	事故により骨折した場合に、骨折時一時保険金額の全額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ1回に限りです。	<ul style="list-style-type: none"> ● 入浴中の溺水（ただし、当社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。） ● 誤嚥（えん）によって生じた肺炎 ● ピッケルなど登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー搭乗などの危険な運動中のケガ ● 自動車競争選手、プロボクサー、猛獣取扱者などの危険な職業に従事中のケガ
日常生活賠償保険金	次のいずれかに該当する偶然な事故により、他人の身体の障害または他人の財物の破損について、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して、日常生活賠償保険金をお支払いします。 a. 住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 b. 被保険者の日常生活 ^(注1) に起因する偶然な事故 (注1) 住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者またはこれらの者の法定代理人の故意によって生じた損害賠償責任 ● 被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ● 被保険者が他人から借りたり預かっていたりしている財物が損害を受けたことにより、被保険者が貸主にに対して負担する損害賠償責任 ● 航空機、船舶・車両^(注2)または銃器^(注3)の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ● 被保険者の業務遂行に直接起因する損害賠償責任 (注2) 原動機付自転車を含み、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート、自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力がもっぱら人力であるものを除きます。 (注3) 空気銃を除きます。

② 主な特約の概要

契約時に選択されたプランによって、セットされる特約が変わります。

救援者費用等補償特約	救援対象者（普通保険約款における被保険者）が次のa.～c.のいずれかに該当したことにより、被保険者 ^(注1) が親族 ^(注2) のかけつけ費用等を負担した場合に、社会通念上妥当な部分を、その費用の負担者にお支払いします。 a. 救援対象者が搭乗している航空機・船舶の行方不明または遭難した場合 b. 事故により生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要することが警察等の公的機関により確認された場合
------------	--

	<p>c. 外出中のケガのため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または続けて14日以上入院した場合 (注1) この特約により補償を受ける方で、保険契約者、救援対象者または救援対象者の親族^(注2)をいいます。 (注2) 6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。</p>
熱中症一時保険金支払特約	<p>熱中症通院時一時保険金 被保険者が、保険期間中に熱中症を被り医師の判断により病院等で点滴治療を受けた場合に、熱中症通院時一時保険金を被保険者にお支払いします。</p> <p>熱中症入院時一時保険金 被保険者が、保険期間中に熱中症を被りその治療を目的とする継続した2日（1泊2日）以上の入院を開始した場合に、熱中症入院時一時保険金を被保険者にお支払いします。</p>
食中毒一時保険金支払特約	<p>被保険者が細菌性食中毒およびウイルス性食中毒によって身体の障害を被り、その直接の結果として、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒と診断^(注3)された場合に食中毒一時保険金をお支払いします。</p> <p>なお、身体の障害の原因となった事故の発生が保険期間中であつた場合に限ります。 (注3) 医師によって疾病の経過、臨床症状、各種臨床検査成績等を根拠とする医学的な基準に基づく総合判断により客観的に確定されたものであることを必要とします。</p>

※ 詳細および記載のない特約については普通保険約款・特約をご確認ください。

③ 保険金額の設定

保険金額の設定に当たっては、次のa. b. にご注意ください。

- a. 保険金額は、あらかじめ決まっています。お客さまが実際に契約する保険金額については、契約手続き画面等でご確認ください。
- b. 傷害死亡保険金額は、保険契約者と被保険者が異なるご契約の場合、同種の危険を補償する他の保険契約等と合計して、1,000万円が上限となります。

④ 免責金額

ゴルフ用品補償特約に3千円の免責金額（自己負担額）が設定されます。

契約概要

注意喚起情報

(3) 保険期間および補償の開始時期

① 保険期間

この保険の保険期間は、1日単位で7日間まで設定できます。

② 補償の開始時期

契約手続き内容によって以下のとおりとなります。

補償開始日時を「希望日時」と選択	補償開始日時を「手続完了後すぐ」と選択
契約手続き画面で指定する日時と保険料払込時刻のいずれか遅い方	保険料払込時刻

③ 補償の終了時期

補償の開始時期から保険期間が経過した日時

例：補償の開始時期が4月5日午前10時で保険期間が1日の場合、補償の終了時期は4月6日午前10時となります。

④ 基本補償（熱中症一時保険金支払特約あり）のご契約可能時間

補償の開始時期が当日の場合、「基本補償（熱中症一時保険金支払特約あり）」は次のa. b. を満たすときのみ契約ができます。「おてがる補償（熱中症一時保険金支払特約なし）」は契約可能時間の制限がございません。

- a. 午前9時前までの申し込み手続き
- b. 補償開始が午前10時以降

例：4月5日の午前10時に基本補償の補償を開始する場合は、4月5日の午前9時前までに申し込み手続きを完了する必要があります。

(おてがる補償については、上記 a. b. を満たす必要はありません)

(4) 保険料

契約概要

この保険の保険料は、ご契約プランおよび被保険者の人数等から決定されます。お客さまが実際に契約する保険料については、契約手続き画面でご確認ください。被保険者1名ごとの保険料（ご契約1日分）は下表のとおりです。

ご契約プラン	フェス・スポーツ観戦以外		フェス・スポーツ観戦
	基本補償 (熱中症一時保険金支払特約あり)	おてがる補償 (熱中症一時保険金支払特約なし)	
保険料	500円	400円	300円

(5) 保険料の払込方法

契約概要

保険料は一括払いで、キャッシュレス払またはセブン-イレブン店頭払^(注)となります。

(注) セブン-イレブン店舗レジにて当社所定の払込取扱票を使って払込期日までにお支払いいただく方法です。

(6) 保険料の払込猶予期間等の取扱い

注意喚起情報

保険料の払込猶予期間はありません。

(7) 満期返れい金・契約者配当金

契約概要

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

2

ご契約時におけるご注意事項

(1) 告知義務と告知事項

注意喚起情報

保険契約者、被保険者には、ご契約時に当社が定める重要な事項（告知事項）について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があります。**保険契約者と被保険者が異なる場合には、告知事項を被保険者に必ずご確認ください。**

告知事項とは、危険に関する重要な事項として当社が告知を求めるもので、契約手続き画面上で [契約にあたってのご確認] に記載されている項目のことです。この項目が、告知事項が事実と異なる場合、または事実を告げなかった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払できないことがあります。契約手続き画面の記載内容を必ずご確認ください。

<主な告知事項>

- ① 同種の危険を補償する他の保険契約の加入状況
- ② 同種の危険を補償する他の保険契約における保険金の請求状況
- ③ 被保険者ご本人の職業または職務
- ④ 保険期間中に行う危険な運動の有無

(2) クーリングオフについて

注意喚起情報

この保険は、保険期間が1年を超えるご契約ではないため、クーリングオフの対象となりません。

(3) 死亡保険金受取人

注意喚起情報

被保険者の法定相続人以外に変更することはできません。死亡保険金は、被保険者の法定相続人にお支払いします。

3 ご契約後におけるご注意事項

(1) 通知事項

注意喚起情報

- ① ご契約後、告知事項の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合には、遅滞なく、引受保険会社に通知ください。通知がされなかった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払できないことがあります。詳細については普通保険約款・特約をご確認ください。
- ② ご契約後、住所または通知先を変更した場合は、遅滞なく、マイページより変更手続きをお願いします。

(2) 解約と解約返れい金

契約概要

注意喚起情報

ご契約を解約する場合はマイページよりお手続きを行うかまたは引受保険会社に速やかにお申し出ください。ご契約の解約に際しては、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分よりも少なくなります。

(3) 被保険者からの解約

注意喚起情報

被保険者が保険契約者以外の方で、一定の要件に合致する場合は、被保険者は保険契約者に解約を求めることができます。この場合、保険契約者は解約しなければなりません。

(4) 契約内容の変更

注意喚起情報

この保険は、補償期間中に保険金額の変更はできません。

4 その他ご留意いただきたいこと

(1) 保険証券について

この保険は保険証券等の発行は行いません。ご契約内容は、マイページからご確認ください。

(2) 保険金の請求

保険金の請求は、マイページから行ってください。請求に必要な主な書類は以下のとおりです。以下に記載のない書類についてもご提出をお願いすることがございます。

なお、賠償事故の場合、示談・口約束はせず、当社までご相談ください。

<主な請求必要書類>

ご請求いただく保険金	必要となる主な書類
傷害死亡保険金	死亡診断書、相続先確認書類 等

傷害入院時一時保険金	診断書 等
骨折時一時保険金	診断書 等
日常生活賠償保険金	損害資料 等
救援者費用等保険金	領収書 等
熱中症入院時一時保険金 熱中症通院時一時保険金	診療明細書、医療費領収書 等
食中毒一時保険金	診療明細書、医療費領収書 等
ゴルフ用品保険金	事故証明書、損害写真 等
ホールインワン・アルバトロス費用保険金	達成報告書、領収書 等

(3) 補償の重複について

注意喚起情報

次表の特約などのご契約にあたっては、補償内容が同様の保険契約（1DAYレジャー・スポーツ保険以外の保険契約にセットされる特約を含みます。）が他にある場合、補償が重複することがあります。

補償が重複すると、特約の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金がお支払いされない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、特約の要否をご判断いただいたうえで、ご契約ください。^(注)

(注) 1 契約のみに特約をセットした場合、契約を解約したときや、状況の変化により被保険者が補償の対象外となったときなどは、特約の補償がなくなることがあります。ご注意ください。

<補償が重複する可能性のある主な特約>

	今回ご契約いただく補償	補償の重複が生じる他の保険契約の例
①	日常生活賠償（被保険者限定型）特約	自動車保険の日常生活賠償特約
②	ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	ゴルフ保険のホールインワン・アルバトロス費用補償特約
③	ゴルフ用品補償特約	ゴルフ保険のゴルフ用品補償特約

(4) 少額短期保険業者について

注意喚起情報

引受保険会社は保険業法に定める「少額短期保険業者」の登録会社です。少額短期保険業者が引受可能な保険契約は保険業法に以下のとおり定められています。

- ① 損害保険分野については、保険期間は2年以内、保険金額1,000万円以下です。
- ② 同一の被保険者について引受可能なすべての保険の保険金額の限度額は1,000万円です。ただし、個人の日常生活に伴う損害賠償責任を対象とする保険については別枠で1,000万円が上限となります。
- ③ 1契約者について引受可能な保険金額の合計額は、10億円までです。

(5) 少額短期保険業者破綻時等の取扱い

注意喚起情報

- ① 少額短期保険業者の業務もしくは収支の状況に照らして事業の継続に影響を及ぼす状況となった場合は、保険金を削減してお支払いすることがあります。また、保険期間中に以下の措置を講じることがあります。
 - ア 保険料の増額
 - イ 保険金額の減額
- ② 少額短期保険業者の経営が破綻した場合は、保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置の適用はありません。また、保険業法第270条の3第2項第1号に規定する補償対象契約（破綻保険会社に係る保険契約のうち内閣府令・財務省令で定める保険契約）にも該当しません。

(6) 支払時情報交換制度

引受保険会社は、一般社団法人日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払または保険契約の解除、取消もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報相互照会しています。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険会社等の社名については、一般社団法人日本少額短期保険協会ホームページ (<http://www.shougakutanki.jp/>) をご参照ください。

(7) 個人情報の取扱いについて

注意喚起情報

本契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

本契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループ会社（海外にあるものを含む）が、本契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用したりすることがあります。

引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例	少額短期保険・損害保険・生命保険商品、投資信託等の金融商品、リスクマネジメントサービス
-----------------------------------	---

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあるほか、保険代理店である株式会社セブン・フィナンシャルサービスが、本契約以外の商品・サービスに関するご案内・ご提供を行うために、当社が契約手続きにおいて取得した以下の項目を株式会社セブン・フィナンシャルサービスへ提供します。

- ・ 姓名、住所、電話番号、生年月日、メールアドレス
- ・ ご加入された保険の補償内容および契約状況
- ・ その他サービス提供に必要な情報等

○ 契約等の情報交換について

引受保険会社は、本契約に関する個人情報について、保険制度の健全な運営のため、一般社団法人 日本少額短期保険協会、他の保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○ 再保険について

引受保険会社は、本契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細は、M S プラスワン少額短期保険株式会社ホームページ (<https://www.ms-plus1.com>) をご覧ください。

(8) 取扱代理店について

取扱代理店は、M S プラスワン少額短期保険株式会社との委託契約に基づき、保険会社に代わってお客さまへの保険契約の勧誘、申込手続きの説明、保険会社公式ウェブサイトへの誘導など、お客さまの保険契約締結の媒介業務を行っております。なお、取扱代理店には、保険契約の締結、保険料の受領、契約内容変更の手続きなど、保険契約締結の代理業務を行う権限はありません。

ご契約内容の確認や変更の手続きについては、マイページをご利用ください。

MSプラスワン少額短期保険株式会社へのご相談・苦情・お問い合わせ

この保険やお手続きに関するご不明な点は、MSプラスワン少額短期保険株式会社公式ホームページの「よくあるご質問」をご覧ください。お問い合わせは、MSプラスワン少額短期保険株式会社公式ホームページの「お問い合わせ」より受け付けています。

【MSプラスワン少額短期保険株式会社公式ホームページ】 <https://www.ms-plus1.com>

【よくあるご質問】 MSプラスワン少額短期保険株式会社公式ホームページの「よくあるご質問」をご確認ください。

指定紛争解決機関

注意喚起情報

引受保険会社は、指定少額短期保険業務紛争解決機関（指定 ADR 機関）である一般社団法人日本少額短期保険協会との間で、少額短期保険に関する苦情処理手続き・紛争解決手続き等の実施のための「手続き実施基本契約」を締結しています。ADR とは、裁判所での訴訟に代わる、あっせん・調停・仲裁等の当事者の合意に基づく解決方法です。「少額短期ほけん相談室」は、指定 ADR 機関として、お客さまからの「相談」「苦情」「紛争」に関して中立・公正な立場で、解決のサポートを行います。引受保険会社との間で問題を解決できなかった場合には、「少額短期ほけん相談室」にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

【相談の主な流れ】



【苦情解決手続きの主な流れ】



一般社団法人日本少額短期保険協会

(注) 上記によって解決しない場合は「紛争解決手続」をご案内します。

「少額短期ほけん相談室」

電話番号 0120-82-1144

受付時間 9:00～12:00、13:00～17:00 受付日 月曜日～金曜日(祝日、年末年始は休業)

株式会社セブン・フィナンシャルサービスより注意事項のご案内

■個人情報のお取り扱いについて

以下について同意のうえ、本契約にご加入ください。

株式会社セブン・フィナンシャルサービスは、MSプラスワン少額短期保険株式会社から受領した個人情報を本契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供のために利用します。株式会社セブン・フィナンシャルサービスは、お客さまに関する情報を、「プライバシーポリシー (<https://www.7fin.jp/privacy/>)」にしたがって取り扱うものとします。

- 取扱代理店 株式会社セブン・フィナンシャルサービス
- 引受保険会社 MSプラスワン少額短期保険株式会社